

迎春

水道事業が独立採算でよいのか 国はきちんと国庫補助金の投入を

水道料金の大幅値上げについては、新型コロナ対応として8億円を投入して4カ月延期、2021年1月1日分からと市長が決断したことは日本共産党川口市議団のこれまでの議会論戦や市長要望、市民団体のみなさんの署名運動が大きな力になったものと考えます。市民から「コロナ収束までさらに延期を」という声が上がっていましたが1月1日分からの実施となりました。

党市議団は引き続き、市に対して低所得世帯への減額制度を創設することを求めるとともに、水道料金はどうあるべきか、水道管などの耐震化・更新、水道事業に独立採算を求める地方公営企業法や、水道法による総括原価方式についてなど説明し、市民が議論して、その意見をもとに事業運営するよう求めています。

川口市議会は全会派一致のもと「水道施設の更新及び耐震化に対する国からの財政支援の拡充を求める意見書」を国に提出。この意見を国の政治の課題としてきちんと位置付けることを、全市民的に求めていくことが大切です。



2021年1月10日 No.1590
日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528

新川口

新成人 おめでとうございます

新成人（川口市：5911人・2020年11月現在）のみなさんおめでとうございます。1月11日には川口市でも「はたちの集い」が開かれる予定です。新たな門出にあたり、心からお祝いを申し上げます。

新型コロナ危機の中、「派遣切りにあい、仕事が見つからない」「今月から社会人のはずだったが、内定取り消しになった」など、コロナ禍による青年・学生の深刻な実態が広がるもとの、医療、学費、雇用、教育、文化・芸術、ジェンダー平等などの課題で、若い世代が主役となった運動も起こっています。若い世代が、日本社会にはびこる「自己責任」論を乗り越え、政治と社会のあり方を問う声をあげはじめていることは大きな希望です。

日本共産党市議団は、若者の暮らしや平和への思い、切実な要求を掲げてみなさんとともにがんばります。希望ある未来への扉を開きましょう。

1月の無料法律相談

◎日時／1月12日（火）18時30分～
◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は
必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願いします。

主催：日本共産党川口市議会議員団
川口市前川 2-28-10 電話 048-267-8411

荒川の治水・防災問題合同研究会12.22学習会



荒川下流の橋りょう付近の 堤防かさ上げ工事を

2020年12月22日、フレンジアに於いて、荒川の治水・防災問題を考える学習会が東京・埼玉の自治体問題研究所の合同開催で行われ、リモート含め各地からの参加の中、日本共産党市議団も参加しました。

まず、主催者の東京自治問題研究所の伊藤氏から問題提起があり、国は2019年の台風19号の被害を受けて、来年度から5年間で「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」を取りまとめている。12月8日には令和3年度予算編成の基本方針が閣議決定され、事業規模は15兆円の内、国土交通省は9.4兆円規模の予算が組まれ、内容を注視する必要があるとしました。その後、専門家から報告があり、中央大学土屋氏からは19号で決壊した堤防の状況の分析を。元建設省土木研究所の石崎氏からは沈下しやすい荒川下流部の堤防の質的強化の必要性。また、「水源開問題全国連絡会」共同代表の嶋津氏からは、荒川第二・第三調節池の総予算1,670億円にも上る事業を中止し、下流4カ所の特に関心が高い橋りょう付近のかさ上げ工事をすみやかにすすめるべきだとしていました。

3氏とも、荒川の堤防は地盤沈下を起こしやすく越水に弱いとし、質的に強化することが喫緊の課題であることが話されました。下流4カ所には橋りょうの付替え計画も一部立ち上がっていますが、川口市のJR京浜東北線の橋りょうは最も低い状態となっています。隣接する堤防はスーパー堤防ですが、巨額費用のかかる堤防建設は全体の1.8%しか整備されておらず、まず堤防の質的強化と橋りょう付近のかさ上げ工事の必要性が語られ、調節池事業の見直しの必要性が改めて示された学習会となりました。

知っ得情報

中小法人・個人事業者 のための持続化給付金

持続化給付金制度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続をさせ再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。申請期間は昨年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)までですが、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、1月31日(日)まで書類の提出を受け付けることとなっています。給付額は法人が200万円まで、個人事業者は100万円までです。

※但し、前年度1年間の売上からの減少分を上限としています。(電子申請受付中。

持続化給付金特設サイトを参照下さい。)

給付対象の主な要件としては、商工業に限らず、以下の条件を満たす業種が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 法人の場合は資本金の額又は出資総額が10億円未満であること。又は、常時使用する従業員が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。尚、一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません。

問い合わせ先

持続化給付金コールセンター

電話＝0120-115-570または03-6831-0613

コールセンター開設期間

日～金 8:30～17:00(土祝日を除く)